

第4回鹿屋市有機農業推進協議会 会次第

日時：令和7年3月24日（月）14時00分～

会場：鹿屋市役所 議会棟3階 全員協議会室

1. 開会
2. 農林商工部長あいさつ
3. 「鹿屋市有機農業推進方針（案）」の承認
4. 令和7年度の取組について
5. 各委員から一言（感想、期待など）
6. 閉会

14時40分から「鹿屋市有機農業推進方針（案）」の手交式を行います。

「鹿屋市有機農業推進方針（案）」手交式 式次第（案）

1. 開式
2. 「鹿屋市有機農業推進方針（案）」手交（写真撮影）
3. 市長あいさつ
4. 閉式

令和7年度本市有機農業の取組推進について

鹿屋市有機農業推進方針（案）		区分	取組・支援内容等
1 有機農業の生産拡大に向けた取組に関する事項			
（１）栽培技術等に関する事項			
① 土壌分析による環境に配慮した土づくりの推進		既存	土壌分析による有機質肥料等の適正使用に取り組み、環境に配慮した土づくりの促進
② 有機農業の栽培マニュアル等を活用した推進		新規	有機栽培実証展示ほでの有機栽培講習会の開催 講師(予定)：かごしま有機生産組合（県有機JAS指導員やJAとの連携）
		新規	有機栽培実証展示ほの設置
③ 補助事業等を活用した省力化機械等の導入支援			各種補助事業の活用
④ 労働力の確保支援			マッチングアプリの活用推進による雇用体制の拡充
⑤ 農地の確保等			既存の有機農地周辺への誘導、農薬飛散を回避するための団地化の促進
（２）農業者への普及・啓発に関する事項			
① 市ホームページやSNSなどの広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介		既存	有機農業セミナーの開催（鹿児島県有機農業協会、かごしま有機生産組合、イオン九州等との連携）
② 有機農業の栽培マニュアル等の紹介		新規	有機栽培実証展示ほでの有機栽培講習会の開催 ※再掲 講師(予定)：かごしま有機生産組合（県有機JAS指導員やJAとの連携）
③ 有機農業に関する補助事業等の紹介		既存	(国)環境保全型農業直接支払交付金（有機農業の取組等、負担割合：国1/2、県1/4、市1/4） (国)有機転換推進事業の活用による新規取組の推進(2万円/10a)※交付の流れ：国→市再生協議会→生産者
④ 農薬取締法等に基づく農薬の適正使用や飛散防止対策に関する周知		既存	生産者が参加する会議や講習会等での周知（県・JAとの連携）
（３）推進品目に関する事項			かごしま有機生産組合、県・JA等との連携
2 有機農産物等の消費拡大・販路開拓に向けた取組に関する事項			
（１）有機JAS認証の普及		拡充	有機JAS認証取得支援事業（生産1,063千円、(拡充)加工525千円(例：茶）） 新規認定料：上限15,000円、認証手数料1/2以内
（２）市内外の流通業者・販売業者等との連携		新規	有機農産物の集配実証
（３）インターネット販売等の活用推進			学校給食等への供給体制の実証
（４）消費者への理解促進			
① 有機農業に関するイベントの開催や市農業まつり等における情報発信		既存	鹿屋市有機農業推進協議会による取組に対する協議・検討
② 市ホームページやSNSなどの広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介			鹿屋市での「オーガニックフェスタかごしま」の検討
③ 市民ふれあい農園や学校教育現場における有機農業に関する学習機会の創出			鹿屋農業高校による有機米・玉ねぎの地元スーパー等での販売促進 市民ふれあい農園における利用者への有機農業の認知度向上 農業まつり等のイベントによる普及及び販売促進活動

鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号）第3条に規定する基本理念にのっとり、本市の農業特性を踏まえ、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針を作成し、有機農業の推進を図るため、鹿屋市有機農業推進協議会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議する事項)

第2条 協議会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 鹿屋市有機農業推進方針の作成に関すること。
- (2) 有機農業の振興に関すること。
- (3) 有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者（農業者）
- (3) 流通・販売・実需者（JA、量販店等）
- (4) 有機JAS認証機関
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会に協議会を進行する会長を置き、会長は、学識経験者をもって充てる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

委員名簿

	項目	機関名
1	学識経験者	鹿児島大学 農学部 教授
2	生産者	茶市内生産者
3		露地野菜市内生産者
4		施設野菜市内生産者
5		水稻市内生産者
6	流通・ 販売・ 実需者	かごしま有機生産組合
7		イオン九州株式会社
8		JA鹿児島きもつき
9		JA肝付吾平町
10		JAそお鹿児島
11	有機JAS 認証機関	NPO法人鹿児島県有機農業協会
12	関係機関	九州農政局 鹿屋駐在所
13		大隅地域振興局 農政普及課
14		鹿屋市 学校教育課
15		栄養教諭